

平成 29 年 2 月 1 日

米原市議会議長

松 宮 信 幸 様

米原市議会議員の報酬および
定数の在り方に関する審議会
会長

米原市議会議員の定数の在り方について（答申）

本審議会は、平成 29 年 1 月 17 日に諮問のあった下記の事項について調査・検討し、以下の結論を得たので答申します。

記

1 諮問事項

米原市議会として相応しい議員定数の在り方

2 答申

米原市議会として相応しい議員定数については、18 人とすることが望ましい。
なお、この結論に至った審議経過等については、別紙のとおりである。

3 付帯意見

地方自治体においては、地方の創生、人口減少に直面し、まちの将来の重要な岐路に立たされ、市政が大きな転換期を迎えている。このような状況下、議会の役割が一層重要となる中、議論や審議する議員のさらなる力が求められている。

今回の答申は、議会全体あるいは米原市政全体の活力ある再編成を見据え、議会機能の向上に全力を注ぐその最初のステップとしたものである。審議過程においても、今回の議員定数の見直しは1つの通過点として、更なる削減を求める意見もあったことから、今後も議会改革の推進と議員の資質向上に努められることを期待し、米原市として相応しい議員定数の見直しを引き続き検討されたい。

米原市議会議員の定数の在り方について

1 審議会の設置

平成 28 年 11 月 24 日に議員全員協議会において、米原市議会の議員定数の見直しについて議員提案を受け、議長は平成 29 年 1 月 17 日付けで米原市議会基本条例（平成 25 年米原市条例第 20 号）第 20 条第 1 項の規定に基づく米原市議会議員の報酬および定数の在り方に関する審議会（以下「審議会」という。）を設置し、同日付で米原市議会議員の報酬および定数の在り方に関する審議会条例（平成 28 年米原市条例第 43 号）第 4 条第 2 項の規定により議長から 6 人の委員が委嘱され、「米原市議会議員の定数の在り方について」の諮問がなされた。

2 法制度上の議員定数

これまでの、市町村議会の議員定数は、地方自治法（昭和 22 年法律第 22 号。以下「法」という。）第 91 条において人口に応じた一定の基準（以下「法定上限数」という。）が示された。

その後、平成 23 年 8 月に施行された地方自治法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 35 号）により、議員定数の法定上限数が撤廃され、各市町村の人口や地域の実情、また市の財政規模などを考慮し、各市町村が条例で規定できるようになった。このことは、議員定数の在り方については、議会の責任がこれまで以上に重要になったといえる。

3 米原市における議員定数の推移

米原市における議員定数の推移については、以下のようになっている。

改選時期	定数	内 容
合併前		伊吹：12 人 山東：16 人 米原：16 人 近江：14 人
平成 17 年 10 月 1 日	24	在任特例により、実議員数は 55 人
平成 17 年 10 月 23 日	24	合併後、初の一般選挙
平成 21 年 10 月 18 日	20	※平成 19 年の条例改正により、20 人に削減
平成 25 年 10 月 20 日	20	
平成 29 年 10 月		

※ 合併協議において、議員定数については合併時は 24 人とし、次回改選以降は 22 人にするとしていたが、議員の発議により 20 人に削減された。

4 審議の経過

審議会は、平成 29 年 1 月 17 日に第 1 回を開催し、同年 2 月 1 日まで 3 回の会議を開催した。県内他市の状況や他府県の同規模自治体との比較、また市内小学校区ごとの人口・候補者数・投票結果等の推移、さらに議会報告会での意見や市民意識調査の結果などを参考に、慎重かつ公正な協議を行った。

なお、審議会は、議会基本条例の理念に則り原則公開とした。

	開催期日	内 容
第 1 回	平成 29 年 1 月 17 日 (火)	・委員の委嘱、正副会長の選出 ・議長からの諮問 ・諮問内容の説明、スケジュール確認 ・意見交換
第 2 回	平成 29 年 1 月 23 日 (月)	・論点の整理 ・意見集約
第 3 回	平成 29 年 2 月 1 日 (水)	・意見集約、答申案の最終確認

5 結論に至った経緯

(1) 審議過程での確認事項

① 法制度上の確認

- ・議員定数はいずれの地方議会においても関心の高い課題の 1 つであり、法律改正により自治体の議員定数は条例で決められるようになった。

② これまでの米原市議会における議員定数の推移の確認

- ・添付資料 (1) 「議員定数に関する資料」を参照

③ 県内自治体、他府県の同規模自治体の議員定数の状況確認

- ・県内の自治体では、議員定数の見直しが進んでおり、平成 29 年の一般選挙から高島市、甲賀市、野洲市で議員定数の削減が決定されている。
- ・近隣自治体や他府県の同規模自治体と比較しても、米原市の議員定数は少ないというより、むしろ多い方である。

④ 人口と議員定数の確認

- ・現在、米原市では議員 1 人あたり、約 2 千人の市民を代表している。
- ・民主主義の原則からも、市民の声が市政に届く一定規模の議員定数が必要である。

⑤ 地域固有の事情などの確認

- ・米原市の選挙区は全市を 1 区とするため、基本的には多様な代表が選出されるというメリットがある半面、地域によっては市民や地域の声が届きにくくなる恐れがある。

- ・1つの考え方として、1小学校区あたり複数の議員が選出されるのが望ましい。
- ・現議員の地域分布からは、地域の人口や有権者数に関わらず、地域の代表制を妨げる状況にはなく、この背景には、政治への関心度や投票行動の高さがあると考えられる。

⑥ 議会運営に及ぼす影響の確認

- ・事件の可否は、出席議員の過半数の賛成で決する。この場合議長には表決権は無く、可否同数になった場合、議長の表決権が認められている。このため多くの自治体では議員定数を偶数にしている。
- ・議員数によっては、設置できる常任委員会の数や委員会の構成人数に影響が生じる。
- ・本市議会は委員会主義をとっていることから、常任委員会の数を減らすことは、一委員会の所管する範囲が広がり、委員会の審査機能に影響を及ぼすことになる。
- ・各委員会において熟議されるためには、一定の委員数の確保は必要である。

⑦ 市民アンケートの結果の確認

- ・平成23年に調査した米原市議会に関するアンケートでは、市民の75%が市議会に何らかの関心を持ち、その内の約50%が20人の議員定数は多いと回答している。

(2) 結論に至った理由

- ① 近隣自治体や他府県の同規模自治体の状況から判断して、議員数は削減すべきである。
- ② 議会の役割や使命、地域ごとの人口分布からも、少数意見の切り捨てにならない議員定数と、地域に配慮した定数削減にすべきである。したがって、一気に大幅な削減は望ましくないとする。
- ③ 3常任委員会の体制で、合併以前を含む市政の諸課題に取り組まれた成果は高く評価でき、多角的な意見を確保するためにも、現体制を維持していくことには合理性がある。
- ④ 議員定数が常任委員会の構成人数にも大きな影響を及ぼすことから、今回は、常任委員会の在り方や委員定数に支障をきたすことのない範囲内での削減が望ましい。
- ⑤ 市議会議員の仕事は、議案審議のほかに、米原市議会基本条例に規定されている議会報告会や政策討論会等、今後さらに活性化が求められている議会改革への取組など多岐にわたっており、これらを担う定数と人材の確保が必要である。

- ⑥ これらのことから、円滑な議会運営を行うためには、議員定数は偶数にすべきであり、議員定数は18人が望ましい。

7 添付資料

- (1) 議員定数に関する資料
- (2) 類似自治体、県内自治体との比較
- (3) 米原市議会に関するアンケート調査結果から（23年12月～1月、市議会単独調査）
- (4) 議員定数について
- (5) 小学校区ごとの人口、投票結果等の推移